支配

相心得、尤向後年々人別改之節、町方は其所之町役人在方は名主組頭等心を附、撿校支配師匠之名前等相改、其段人別帳江も書記し置可レ申候、
右之通可レ被二相觸一候
酉三月

〔獨語〕目くら法師にも、瞽女にも爭ひくものゝ、今は百人に一人なり、風俗の衰へて賤しくなる、凡此の類なり、

〔梅村載筆 天〕あらゆる盲目の座頭を、久我にて司さどるなり、是によりて久我流の人は、座頭の事をきたなくいはぬなり、

〔半日閑話 一〕同〇安永五年十一月八日の頃、座頭の官位心懸ずして、盲人と稱し、素人に藝術に食むもの、悉く撿校の支配と成べき由御書付出る、

〔天明集成絲綸錄 五十一〕安永五申年十一月
三奉行江

都而百姓町人之悴盲人ニ候ハヾ、撿校仲ケ間之弟子ニ成、夫々之渡世修行いたし、第一官位を心懸候筈之處、近來撿校之弟子ニ不二相成一、琴、三味線等、針治、導引を渡世之種にいたし、或仕官之身と相成、脇差抔を帶候類之盲人多相成候趣ニ相聞候、以來百姓町人之悴之盲人、琴、三味線等、針治、導引を渡世ニいたし、又者武家江被レ抱候而も、市中ニ住居いたし候者ハ勿論、主人之屋敷内ニ罷在候共、右家藝を以、他所をも相稼候者は、撿校之支配たるべき事、

一武家陪臣の悴之盲人ニ而も、市中ニ住居いたし、琴、三味線等、針治、導引を以渡世いたし候分は、是又撿校之支配たるべき事、

但武家出生之盲人他江被レ抱、市中江罷在候共、稽古場を拵、弟子集抔致、まして若弟子集いたし